【みずほ財産形成年金預金プラス規定】

1. 預入れの方法等

- (1) みずほ財産形成年金預金プラス(以下、「この預金」といいます)は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用をうけ、 5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与等から天引して預け入れるものとします。
- (2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成 給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関ま たは事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年 1回以上書面により通知します。
- (5) この預金については、ご契約の証を発行しないものとします。

. 預金の種類、継続方法

- (1) この預金は、預入れのつど、それぞれの預入日の5年後の応 当日を満期日とする期間5年のスーパー定期としてお預りします。
- (2) この預金は満期日に元利合計額をもって前回と同一の期間の スーパー定期に自動的に継続します。継続された預金につい ても同様とします。
- (3) 前項による継続にあたり、預金口座内に満期日を同じくする 数口の預金がある場合は、満期日に、それらをまとめて1口 のスーパー定期として元金と利息を合算のうえ継続します。 継続された預金についても同様とします。

3. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの日数および預入日(継続をしたときはその継続日)現在における当行所定の利率(以下「約定利率」といいます)によって6ヵ月複利の方法により計算し、満期日に元金に組み入れて継続する方法により支払います。 (2) この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合、そ
- (2) この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます)によって6ヵ月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- A. 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6ヵ月以上2年未満 約定利率×10%
- C. 2年以上3年未満 約定利率×20%
- D. 3年以上4年未満 約定利率×40%
- E. 4年以上5年未満 約定利率×70%
- (3) この預金の付利単位は1円とし、1年を 365 日として日割で 計算します。

4. 年金受取の方法

- (1) 受取開始日、受取期間、受取間隔、受取パターンは、この預 金の申込書上で選択していただきます。
- (2) 受取間隔は、毎月 (年12回受取) および3ヵ月ごと (年4回 受取) のうちいずれかを選択していただきます。
- (3) 受取方式は次の2パターンの中から選択していただきます。 ①定額型

毎回一定の受取額をお受け取りいただきます。一回当りの 受取額は第6条により算出された金額とします。

②逓増型

ご指定の受取開始日から1年間は、第6条により算出された一定の受取額を毎回お受け取りいただきます。2年目以降は、初年度の受取額総額に経過年数に応じた一定の逓増率を乗じた額をご指定の年間受取回数で除した金額とします。なお、1,000円単位でお受け取りいただきます。受取最終回の受取額は、ご選択のパターンによって受取最終

- (4) 受取最終回の受取額は、ご選択のパターンによって受取最終 回の前回までにお受け取りいただいた残額をお受け取りいた だきますので、前項の受取額と異なることがあります。

5. 年金受取日

受取日は当行所定の日(日曜、祝日、銀行の営業日でない日は前営業日)とします。

6. 受取額の算出

受取額は、受取開始日の前月の末日において、この預金の残高およびご指定いただいた受取期間、受取パターン、受取間隔等に基づき、当行所定の想定利率および方法により算出された金額とし、1,000円単位でお受け取りいただきます。なお、この方法は想定の利率により算出されるため、第4条第4項および第5項の通り、金利変動等により受取額の総額および受取期間が変動いたします。

7. 年金受取のための払出

- (1) 年金受取のための払出しについては、元利金累計額が第4条の受取額に達するまで、次の順序で預金明細を支払います。 なお、年金受取のための払出しの際は、第3条第2項によらず、約定利率を適用します。
 - ①満期日までの残存期間が長いもの。
 - ②前号の日数が同一の預金が数口ある場合は金額の大きいもの。
 - ③前号の金額が同一の預金が数口ある場合は低い利率のもの。 ④前号の利率が同一の預金が数口ある場合は明細番号が新しいもの。
- (2) 予めご指定頂いたお受取の口座が当行以外の金融機関の口座 である場合には、受取額から当行所定の手数料を差し引いた うえ、ご入金させていただきます。
- (3) 年金受取のための払出しの際に第22条で規定するみずほ財産形成年金預金プラス(移行口)とスーパー定期5年の預金明細が混在する場合は、スーパー定期5年の預金明細の払出しを優先するものとし、第22条の規定にかかわらず第1項の規定を優先します。また、年金受取のためにみずほ財産形成年金預金プラス(移行口)を一部払戻しする場合は、満期日までの残存期間が長いものから優先して預金明細を支払います。なお、年金受取のための払出しの際は、移行前の財形金融債を承継した各約定利率を適用します。

8. 口座解約

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) やむをえない事由により、この預金を第4条による受取方法に よらずに口座解約する場合、当行所定の解約払戻請求書に届出 の印章により記名押印して、第21条第1項の規定に従って取 引店に提出してください。なお、解約払戻請求書の取引店での 受付日当日の口座解約はできませんので、前営業日までに取引 店に提出してください。

9. 年金受取以外の払出

- (1) 年金受取以外の払出しは、重度障害、災害、疾病、死亡等法令で定める要件を満たした場合のみ認められます。これらの場合以外の払出しは法令要件違反となり、第10条によります。
- (2) 重度障害、災害、疾病、死亡等法令で定める要件による払出しは口座解約の方法により、第3条の計算によりこの預金を払出します。なお、お受取方法が口座振込の場合には、受取額から当行所定の手数料を差し引いたうえ、ご入金させていただきます。

10. 法令要件違反

- (1) 要件違反事項
 - ①年金受取および重度障害等のとき以外での払出しがあった 場合
 - ②その他法令で定める場合
 -) 要件違反の処理

法令に則り、当行所定の方法で取扱います。この場合、要件 違反により口座解約となり利息が課税対象となるときは、前 条第2項と同様の方法で計算した金額から、税額を控除した 金額を受取額とします。

11. 税額の追徴

前条によりこの預金を口座解約する場合は、払出時の利息について非課税の適用が受けられなくなるとともに、既に非課税として支払われた利息について 5 年間にわたり遡及して20%(国税 15%、地方税 5 %)の税率により計算した 税額を追徴します。(ただし、2013 年 1 月 1 日~2037 年 1 月 1 日 に受け取る利息には、復興特別所得税が上乗せされ、20.315%の税金がかかります。)

12. 印鑑照合等

- (1) この預金の取引については、この預金の申込書または変更申 込書にて届出の印章を必ずご使用ください。
- (2) 解約払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 前項による照合時に万一預金者の届出の印章との相違があった場合においても、事業主と当行との間で、事業主が預金者の申出であることの確認印を押印することにより処理する旨の契約がなされ、この預金に関する書類に事業主届出の印章の押印がある場合には、正規の書類として取扱います。なお、解約払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を事業主届出の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. 届出事項の変更等

- (1) 印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他届出事項 に変更があったときは、直ちに取引店に書面によって届け出 てください。この届出の前に生じた損害については、当行は 責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当行所定 の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、 また、保証人を求めることがあります。

14. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に書面によって届け出てください。 預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた 場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を取引 店に書面によって届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、また は任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と 同様に直ちに取引店に書面によって届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様 に、直ちに取引店に書面によって届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

15. 契約内容の変更

積立金額、積立期間、受取パターン、受取期間および受取間隔の変更につきましては、積立期間終了日以降お取扱いいた しません。

16. 年金受取開始日以後の受取額の変更

(1) 年金受取開始日以後に、金利変動等のため、実際のお受取総額が、第4条第3項の受取額をご指定の受取期間にわたってお受け取りいただくために必要な総額に満たなくなる場合には、勤労者財産形成促進法施行令第13条の4第3項及び第4項の規定等に基づき、ご指定の受取期間を維持するために一回当りの受取額を減額することができます。ただし、この場合には、当行所定の書面によりお申し出ください。なお、この受取額の減額は当初ご指定の年金受取期間の2分の1を経過した後に限られています。

また、減額後の金利変動等によっては再び本項の状況が生じることがありますので、ご留意ください。第4条第3項の受取額を増額することは次項の場合を除いて認められていませか。

(2) 年金受取開始日以後に、勤労者財産形成促進法施行令第13条の4第5項の規定等に基づき年金受取額を増額することができます。ただし、この場合には、原則として変更後の受取日の3ヵ月前の応当日の前日までに当行所定の書面によりお申し出ください。なお、この受取額の増額は1回に限られております。

また、増額により受取期間が5年未満となることが予想され る場合には変更することができませんので、ご留意ください。

17. 譲渡・質入れの禁止

- (1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行ないます。

18. 積立期間終了予定のお知らせ

積立期間終了日の原則として2ヵ月前までにお知らせします。

19. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。 ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方 法により充当いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおり とします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が 当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適 用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行が負担するものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の 計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の 手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるも のとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の 承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することが できるものとします。

20. 準拠法令、合意管轄

- (1) この取引の契約準拠法は日本法とします
- (2) この取引についての訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

21. その他

- (1) この規定に基づく諸手続及び諸取引は、預金者が勤労者である場合には、事業主を通じて行っていただきますが、退職された場合には直接当行と行ってください。
- (2) この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (3) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

22. みずほ財産形成年金預金プラス (移行口) の特則

財形金融債の取扱停止日において当行が買入消却した元利金を原資とする場合に限り、みずほ財産形成年金預金プラス(移行口)(以下「移行口」といいます)として、以下の各号に定める条件で預入することができます。

- ①財形金融債各回号の買入消却時の元利合計額ごとに、移行口へ預入されるものとします。移行口の各定期預金の利率・利払日・満期日は、買入消却時の財形金融債各回号に定める利率・利払期日・償還期日と同一とします。
- ②移行口は、満期日に元利金合計額をもって期間5年のスーパー定期に自動的に継続します。継続後のスーパー定期には前条までの定めが適用され、以後の取扱いも同様とします。
- ③当行がやむをえないものと認めて移行口を満期日前に口座 解約する場合に適用する利率は、1号により定める利率と します。
- ④前3号に定める以外の事項は、すべて前条までの定めに従います。 以上 (2020年3月31日現在)

【反社会的勢力の排除に係る規定】

第1条(反社会的勢力との取引拒絶)

当行との各種預金取引その他の取引や当行が提供する各種サービス等(以下、これらの取引やサービスを総称して「取引」といい、取引に係る契約・約定・規定を「原契約」といいます。)は、第2条各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第2条各号の一にでも該当すると当行が判断する場合には、当行は取引の開始をお断りするものとします。

第2条(取引の停止、口座の解約)

次の各号の一にでも該当すると当行が判断し、お客さま(この規定においては取引にかかる代理人及び保証人を含みます、以下同じ)との取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には、当行はお客さまに通知することなく取引を停止し、またはお客さまに通知することにより原契約を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ①お客さまが取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、また次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合。
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有 すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者 に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用 していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど の関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的 に非難されるべき関係を有すること
- ③お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかの一にでも 該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損 し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他A~Dに準ずる行為

第3条 本規定は、原契約に基づく当行の権利行使を何ら妨げるものではなく、本規定と抵触しない原契約の各条項の効力を変更するものではありません。また、本規定は、原契約と一体をなすものとして取扱われるものとします。 以上

(2018年2月15日現在)



個人番号(マイナンバー)のお届けにご協力ください

口座管理法 *1 に基づき、個人番号(マイナンバー)のお届けをお願いしております。お届けの際は以下の点をご理解のうえ、ご協力ください。 *1 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

マイナンバー制度とは



社会保障・税・災害対策の分野で行政を効率化し、 国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する 社会基盤として導入された制度です。

日本国内に住民登録をしているすべての個人に、12桁の個人番号が割り当てられています。

マイナンバー 制度の 詳細はこちら ▶



◆ 金融機関へのお届け

金融機関は法令に基づき、税務署に提出する法定調書などの書類に、個人番号を記載することや預貯金口座に係るお客さまの情報と個人番号を紐付けて管理することなどが義務付けられています。

このため、預金口座の開設や投資信託などのお手続きの際に、個人番号のお届けをお願いしております。 みずほ銀行に加え、他の金融機関へのお届けも可能です。

個人番号をお届けいただくことにより、災害時または相続時にお客さまや相続人の方が、個人番号で紐付け されている預貯金口座の情報提供を受けることができます。

お届け前の確認事項

お客さま名義のすべての預貯金口座が個人番号の紐付け対象となります。

個人番号をお届けされる場合は、以下の内容をご理解のうえ、お手続きをお願いします。

◆ お客さま情報の取り扱い

- お客さまの氏名・住所・生年月日・個人番号等を確認します。みずほ銀行に登録済みのお客さま情報が最新でない場合、個人番号のお届けができません。お届け前に必ず変更手続をお願いします。
- 個人番号は、所得税法、生活保護法、預金保険法、その他の法令の規定に基づくお手続きにおいて、お客さまの預貯金口座を特定するために利用されることがあります。

◆ 他の金融機関へもお届けする場合

みずほ銀行に加え、他の金融機関へ個人番号をお届けする場合、結果は預金保険機構より郵送にて通知されます。お届け先の金融機関にて口座有無の確認などを行うため、結果通知の到着までに2~3週間ほどお時間をいただく場合があります。また、今回届出いただく氏名・住所等が他の金融機関の登録情報と異なる場合は、正しく紐づけが行われないことがあります。

個人情報の取り扱い

◆ 個人情報の利用目的

窓口でお渡しする書面または右のみずほ銀行ウェブサイトをご確認ください。

個人情報取り扱いの詳細はこちら ▶



◆ 第三者提供に関する同意

みずほ銀行に加え、他の金融機関へ個人番号をお届けする場合、お届けいただいた個人情報は、他の金融機関 や預金保険機構などへ提供されます。そのため、お届け時に個人情報の第三者提供に関する同意が必要です。

個人番号(マイナンバー)のお届け方法

みずほ銀行に口座をお持ちで、既に個人番号をお届けのお客さまは再度のお届けは不要です



みずほ銀行窓口でお届け

ステップ 1

●●●のずれかをご用意ください

● 個人番号カード (顔写真あり)





【顔写真あり】本人確認書類 1点

- 運転免許証、運転経歴証明書 (2012年4月1日以降のもの)
- 旅券(パスポート)
- 身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、 療育手帳、戦傷病者手帳
- 在留カード、特別永住者証明書

3 通知カード*2 max 0123 4567 8901





【顔写真なし】本人確認書類 2点

- 公的医療保険の資格確認書
- 児童扶養手当証書、母子健康手帳
- 印鑑登録証明書(発行後6ヵ月以内のもの)
- 住民票の写し、住民票記載事項証明書 (いずれも発行後6ヵ月以内のもの)

*2 2020年5月25日以降に通知カードの記載事項(氏名・住所など)に変更が生じた場合は、マイナンバーの届出に利用できません。 通知カードの他、個人番号が表示された住民票の写し、住民票記載事項証明書でも手続可能です。

ステップ 2

みずほ銀行窓口でお手続き

ご来店の際は、来店予約サービスで事前にご予約ください。 予約優先でご案内いたします。

来店予約は こちら ▶



付番結果通知の受領

ステップ 3

みずほ銀行口座のみ

お届け時点で手続完了

その場で口頭通知

他行口座も含む

預金保険機構から「はがき」を郵送

お届けまで2~3週間